

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	平成27年8月31日(月) 午後 0時20分 開会 午後 0時27分 閉会
3 場 所	第1委員会室
4 出 席 者 ( 9 人)	山田 昌紀 相馬 欣行 宮脇 俊彦 ----- 舘 大樹 横田 典之 萩原 鉄也 ----- 橋田 夏枝 小沼 富夫 越水 清(議長) -----
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員	市長(高山松太郎) ----- 総務部長(小林博己) ----- 総務課長(山室好正) ----- 総務課副主幹(守屋康弘)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事(兼)次長 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 追加議案等の提出について

午後 0 時 2 0 分 開会

○委員長【山田昌紀議員】 本会議に引き続き、お疲れさまです。ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

ここで、議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長【越水清議員】 本会議より引き続きご苦労さまでございます。

追加議案、あるいは陳情等があるようでございます。どうぞよろしく願います。

○委員長【山田昌紀議員】 それでは、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶及び執行者側の議案説明をお願いします。市長。

○市長【高山松太郎】 大変お疲れのところ、恐れ入ります。

それでは、本議会 9 月定例会に追加提出させていただきます人事案件議案 2 件につきまして、ご説明申し上げます。

○議案第 4 7 号・伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、地方税法第 4 2 3 条第 1 項の規定により、市町村に設置する執行機関でございます。

委員につきましては、同条第 3 項の規定により、「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」こととされ、その定数は、伊勢原市税条例第 7 4 条の規定により 3 人となっており、また、任期は、地方税法第 4 2 3 条第 6 項の規定により 3 年となっております。

この 3 人の委員のうち、平成 2 4 年 1 0 月に選任をし、ご活躍をいただいております酒井昌直氏の任期が、今議会会期中の平成 2 7 年 9 月 3 0 日をもって満了となりますが、引き続き酒井氏を委員として選任いたしたいので、提案をするものです。

なお、酒井氏の略歴につきましては、議案書に参考資料として添付してありますので、ご確認をいただきたいと存じます。

○議案第 4 8 号・伊勢原市教育委員会委員の任命について

平成 2 6 年 6 月に公布されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定により、新たな教育長が任命されるまでの間、教育委員会委員の任命は、一部を改正する法律による改正前の法律、旧法と申しますが、この旧法の規定に基づき任命することとなります。

教育委員会の委員につきましては、旧法第 4 条第 1 項の規定により、委員は、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意

を得て任命する」こととされ、委員の人数は、旧法第3条の規定により5人とされ、また、その任期は、旧法第5条第1項の規定により4年とされております。

今回、平成22年10月から2期にわたり御活躍をいただいております、菅原順子氏の任期が、今議会会期中の平成27年9月30日をもって満了となりますが、引き続き、菅原氏を教育委員として任命いたしたいので、追加議案として提出させていただくものです。

なお、菅原氏の略歴につきましては、議案書に参考資料として添付してありますので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上で、伊勢原市議会9月定例会に追加提出いたします、人事案件2件についての説明を終了させていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【山田昌紀議員】 ただいま市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「ありません」の声あり）

以上で執行者側の議案説明を終了します。

市長は所用のため、ここで退席いたします。

〔市長（高山松太郎）退席〕

○委員長【山田昌紀議員】 次に、陳情書の撤回についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 資料はございません。平成27年8月28日付けで提出されておりました、陳情6号伊勢原市の情報公開制度の改善を求める陳情について、陳情者から撤回の申し出がありました。

陳情は上程前でございますので議会会議規則第139条の申し合わせにより、議長の承認により、撤回を許可いたしましたので、ご報告いたします。

○委員長【山田昌紀議員】 次に、議案の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 正副委員長と協議させていただき、付託表の案を2枚配付させていただいております。

まず、9月14日分をご覧ください。議案第47号及び議案第48号につきましては、委員会付託省略でございます。

また、もう1枚の9月4日分は、先ほどご報告した陳情第6号の撤回に基づく付託表でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 それでは、お諮りいたします。議案第47号及び議案第48号の委員会付託については、配付した付託表のとおり付託省略と決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、議案の審議日程についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐藤順】 正副委員長と協議させていただきまして、ただいまの議案第47号及び議案第48号につきましては、9月14日の本会議・総括質疑終了後に提案説明、質疑、討論、採決を行う案でございます。

○委員長【山田昌紀議員】 それでは、お諮りいたします。

議案第47号及び議案第48号の審議日程は、9月14日の本会議・総括質疑終了後に提案説明、質疑、討論、採決を行うことで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【山田昌紀議員】 ご異議ありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時27分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成27年8月31日

議会運営委員会  
委員長 山田 昌紀